

## 鳥取県肺がん検診細胞診委員会運営要領

### 1 趣旨

この要領は、鳥取県肺がん集団検診実施指針及び鳥取県肺がん医療機関検診実施指針（以下「指針」という。）の規定に基づき、鳥取県肺がん検診細胞診委員会の運営について、必要な事項を定めるものとする。

### 2 設置

鳥取県健康対策協議会（以下「健対協」という。）は、鳥取県肺がん検診細胞診委員会（以下、「細胞診委員会」という。）を設置する。

### 3 委員

- (1) 「細胞診委員会」の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。  
なお、委員会は細胞診専門医の資格を有する判定医部会と細胞検査士の資格を有する検査技師部会で構成する。
- (2) 「細胞診委員会」の委員は、健対協が決定する。
- (3) 「細胞診委員会」に委員長を1名おく。
- (4) 委員長は「細胞診委員会」の事務を総括し、委員会を代表する。
- (5) 委員長に事故ある時は、委員の互選により、委員長代理を指名することができる。

### 4 所掌業務

- (1) 細胞診検査は検診実施機関から提出された検体を、検査技師部会委員である細胞検査士がスクリーニングし判定する。なお、細胞診検査は2名以上の委員によりスクリーニングを行うこととする。
- (2) 細胞診検査でC判定ないしそれ以上とみなした場合は、必ず判定医部会委員である細胞診専門医が再判定し、最終判断を行う。
- (3) 細胞診委員会は、鳥取県肺がん集団検診実施指針「8 精密検査結果報告」及び鳥取県肺がん医療機関検診実施指針「8 精密検査結果報告」により公益財団法人鳥取県保健事業団及び市町村から返送、報告された精密検査結果を検証し、細胞診検査の精度向上を図るものとする。

### 5 その他

この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は委員長が別に定める。

### 附 則

この要領は平成27年4月1日から施行し、平成27年度事業から適用する。